

○太地町老人医療費の支給に関する条例

昭和60年3月23日条例第3号

改正

平成13年3月15日条例第5号

平成14年6月28日条例第24号

太地町老人医療費の支給に関する条例

太地町老人医療費の支給に関する条例（昭和48年太地町条例第13号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本町に住所を有する老人に対し、医療費を支給することにより、その健康の保持と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「老人」とは、67歳の誕生日の属する月の前月を経過し、かつ、70歳の誕生日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していない者をいう。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （6）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（対象者）

第3条 この条例により支給する医療費（以下「老人医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、老人で医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者とし、規則の定めるところによる。

（支給要件）

第4条 前条に定める対象者が疾病にかかり、又は負傷し、医療保険各法その他法令の規定による医療の給付が行われた場合、当該対象者に老人医療費を支給する。

（医療費の額）

第5条 老人医療費の額は、医療保険各法、その他法令の規定による医療に関する給付が行われた場合における当該医療に要する費用のうち対象者が負担する費用から医療保険各法又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定に基づき、70歳の誕生日の属する月の翌月に到達した者が負担する金額に相当する額を控除した額とする。

（支給方法）

第6条 老人医療費の支給は、対象者又は医療機関等の請求により行うものとする。

2 町長は、医療機関等から請求があった場合、老人医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該対象者に対し老人医療費の支給があったものとみなす。

（受給資格の認定）

第7条 老人医療費の支給を受けようとする者は、町長の受給資格の認定を受けなければならない。

（医療費の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の行為により老人医療費の支給を受けた者がいるときは、その者に当該支給額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、対象者が第三者行為により損害賠償を受けられる場合は、老人医療費の支給は行わないものとし、既に支給しているときは、当該支給額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 施行日前に行われた医療に係る老人医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月15日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成14年6月28日条例第24号）

1 この条例は、平成14年8月1日から施行する。

2 昭和10年7月31日以前に生まれた者の支給制限については、改正後の太地町老人医療費の支給に関する条例第3条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。